

《論文》

査読付き

岩手県・宮城県における東日本大震災復興基金の活用に関する考察

青田 良介*

要約

復興基金は、これまで阪神・淡路大震災や新潟県・中越地震等の大災害後に設置されてきた。東日本大震災では、2011年9月に被災地9県に設置されたが、本研究では、震災後6年目を迎えるなかで、特に被害の大きかった岩手県、宮城県における現時点での復興基金による支援策の特色を、中越大震災復興基金等過去の復興基金の事例も踏まえ考察した。支援分野については、これまでと同様、「住宅再建支援」「生活再建支援」「地域復興支援」「商工業再建支援」「農林水産業再建支援」「教育・文化再建支援」「その他」に分類できる。

一方、具体の支援策からは、その特色として、1) 仮設住宅や仮設店舗・仮設工場等長期避難にともなう支援を行ったこと、2) 地場産業に対してこれまでにない補助金や助成金等による直接的支援を行ったこと、3) エネルギー産業の推進等次の時代を見据えた対応をしたこと、4) 公共交通機関や産業関係施設等ハードの復旧に使ったこと、5) 公立学校の再建や行政事務費等従来の公費で対応可能なものにも使ったこと、6) 復興まちづくりや地元の資源を活用した再建策等過去の復興基金でも用いた支援策を継承したこと、がわかった。1) から3) が災害や復興の状況を考慮したものである一方、4)、5) については、復興基金を行政予算に組み込んだことにともなう特色であると考えられる。

震災から丸5年が経過し、まちづくりのハード整備が進むなかで、今後はソフト面から自助・共助を支援するために復興基金を活用する必要がある。

キーワード：東日本大震災復興基金、生活再建、商工業再建、農林水産業再建、教育・文化再建、自助・共助・公助

1 はじめに——研究の趣旨

本研究では災害復興における復興基金の役割に注目し、東日本大震災における復興基金の活用について考察する。青田 [2015] によれば、これまで災害は発生するたびにその時々の方令では解決できない問題を引き起こしてきた。1990年に発

生した雲仙岳噴火災害では、度重なる火砕流や土石流による被害から、災害対策基本法第63条により警戒区域を設定し住居や営業を禁止したが、それにとりもなう損失をカバーする仕組みがなかった。国の見解は、損失補償をすべき特別の犠牲ではないというものであり [八木 2007]、長崎県や島原市等被災自治体が求めた補償制度に依拠することはなかった。そこで、それを事実上補填するも

*兵庫県立大学防災教育研究センター

のとして、新たに創設された「雲仙岳災害対策基金」を用いて、住宅再建や産業再建を支援する方策が採られた。1993年の北海道南西沖地震災害でも、津波により壊滅的被害を受けた奥尻町等で復興基金が設置された。1995年の阪神・淡路大震災では都市における住宅再建に対する公的支援を十分に施すのが困難であった。一方、ボランティア元年と称されたように共助による活動が盛んになり、コミュニティ等自助の重要性も認識されたが、それらを支援する制度がなかった。2004年の新潟県中越地震や2008年の能登半島地震では、震災を機に過疎高齢化が進み、産業をはじめ地域そのものが一層衰退することが懸念された。これらは平時の制度の延長線上では解決できない課題であり、その都度、復興基金という方策が編み出されてきた。

林 [2007] は、阪神・淡路大震災復興基金による事業の特色を次のように記している。

- 国、兵庫県・市町等公共団体が一定の措置を行ったが、もう一歩踏み込んだ支援が必要と認められる事業
- 震災特例など特別の金利を適用した事業で、被災者の自立支援のためにさらに金利を引き下げることが必要な事業
- ボランティア活動、自治会活動等、被災者の自立復興を支援する事業
- 一定の公共性、公益性があるが、何らかの理由により行政が措置を行えない部分を対象に、一歩踏み込んで支援する事業

また、青田 [2011] は、復興基金の特色として、「被災者への公的支援、すなわち公助を補完する機能」と「被災者やコミュニティ（自助）、それらを支援する支援者（共助）をエンパワメントする機能」があるとしている。復興基金は、既存の法令では支援が届かない、あるいは私有財産の形成につながる公的支援の対象になりにくかったものを、被災者の視点に立って一歩踏み込んで支援しようとするところに意義がある。

しかし、復興基金は恒久的なものとして制度化されておらず、災害のたびに設置が検討されてきた。その財源も特定されておらず、地方交付税が

財源となる場合が多いが、義援金、寄付金、宝くじ、中小企業基盤整備機構等特定の財源を活用することもある。その体制は、復興基金のための財団法人を設立する場合や、そうしたものを設けず自治体の予算に組み込んでしまう場合がある。特段のルールが確立されたものではないため、その都度、設置者の意向やガバナンスが強く反映されるところに特色がある。

本研究では、岩手県、宮城県において、東日本大震災後に設置された復興基金が、震災から5年目を迎えるなかでどのように活用されてきたかを分析することにより、復興基金の役割について考察を加える。東日本大震災においては、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県に設置されたが、被害の甚大さを考慮し、岩手、宮城の両県に焦点を充てた。福島県については東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう被害により、複合災害ともいえるべき特殊な事情を抱えたうえでの復興であることから、本研究での考察の対象には加えなかった。

2 研究の方策

本研究では、過去の既往論文の研究成果等を踏まえ、現在の東日本大震災復興基金の特色を考察する。表1は、東日本大震災復興基金における岩手県と宮城県の事例を含む主な復興基金の概要を示したものである。

青田 [2011] では、このうち、「雲仙岳災害対策基金」「島原市義援金基金」「奥尻町北海道南西沖地震災害復興基金」「阪神・淡路大震災復興基金」「中越大震災復興基金」「能登半島地震復興基金」「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」の支援メニューを分析し、「①住宅再建支援」「②生活再建支援」「③地域復興支援」「④産業再建支援」「⑤農林水産業再建支援」「⑥教育・文化再建支援」等支援分野毎に整理したうえで、復興基金の特色を考察している。「①」では、住宅ローンに対する利子補給支援を中心に、近年では、地元の木材を活用し再建したり、豪雪等地元の天候に配慮して再建したりする場合にも現金支給するようになった。被災者生活再建支援法の適用外であ

表1 主な復興基金の概要（平成28年3月31日現在）

名称		設置期間	設置者	基金規模（および主な財源）	事業（メニュー）数	事業費総額	
①	雲仙岳災害対策基金	1991.9～2002.8	長崎県	1090億円 （地方交付税補填+義援金）	73	275億円	
②	島原市義援金基金	1991.12～2005.5	島原市	44億円（義援金）	56	約76億円	
③	奥尻町北海道南西沖地震災害復興基金	1994.1～1998.3	奥尻町	133億円（義援金）	73	約140億円	
④	阪神・淡路大震災復興基金	1995.7～継続中	兵庫県・神戸市	9000億円 （地方交付税補填+宝くじ収益金）	116	3670億円	
⑤	中越大震災復興基金	2005.3～継続中	新潟県	3050億円 （地方交付税補填+宝くじ収益金）	139	600億円	
⑥	能登半島地震復興基金	2007.8～継続中	石川県	500億円（地方交付税補填）	23	34億円	
⑦	能登半島地震被災中小企業復興支援基金	2007.7～継続中	石川県	300億円（中小企業近代化資金貸付金+石川県）	16	非公表	
⑧	中越沖地震復興基金	2007.10～継続中	新潟県	1200億円（地方交付税補填）	91	90億円	
⑨	中越沖地震被災中小企業復興支援基金	2007.10～継続中	新潟県	400億円 （中小企業近代化資金貸付金+新潟県）		30億円	
⑩	東日本大震災津波復興基金（岩手県）	第一次	2011.10～継続中	岩手県	500億円 （特別交付税+外国政府寄付金）	39	500億円
		第二次	2013.3～継続中				
⑪	東日本大震災復興基金（宮城県）	第一次	2011.10～継続中	宮城県	893.8億円（特別交付税+外国政府寄付金+一般寄付金+企業助成金+ふるさと納税）	82	893.8億円
		第二次	2013.3～継続中				

る宅地被害に対する補助も行われた。「②」では、高齢者の見守り活動、NPOやボランティア活動への助成、健康に関する支援、就労支援、コミュニティと専門家が協働しまちづくりを行う際の支援、コミュニティ施設を再建する際の支援等がある。「③」では、被災地の私鉄の再開に対する補助、まちづくり公共用地の取得、集落の復興デザイン作成のための助成等が行われた。「④」では、銀行融資に対する利子補給、商店街や地場産業の再開支援、観光業の再生支援、新規産業の誘致等に使われた。「⑤」では、農業の転作や営農の奨励等農林業の経営再建への支援や水産施設の復旧等に、そして、「⑥」では、私立学校や外国人学校の再建、芸術活動の再開や伝統文化の再生のために使われたことがわかった。そこでは、補助率の上乗せや対象範囲の横出し等既存の支援を拡大するだけでなく、これまでになかった新たな支援を行うメニューもつくられた。さらに、復興基金による事業が画一化されていないことを逆手に取り、たとえば、都市や中山間地等地域の実情や、火山や地震等災害の種別に応じて支援メニュー

を構築するといったことも行ってきた〔青田等2010〕。

本研究では、東日本大震災での復興基金の活用策について、岩手県庁、宮城県庁の担当部局にヒアリングするとともに、復興基金が市町村レベルでも設置されたことを踏まえ、両県から壊滅的な被害を受けた沿岸部の主要な基礎自治体をそれぞれ3市町ずつ選び調査した（岩手県内：陸前高田市、宮古市、大槌町、宮城県内：石巻市、気仙沼市、南三陸町）。両県および調査対象にした市町の被害状況およびヒアリング先は表2のとおりである。

今回の復興基金では、新潟県を除き復興基金のための財団法人等を設立せず自治体の予算に組みこんだ点に特色がある。「阪神・淡路大震災復興基金」や「中越大震災復興基金」では復興基金専用のホームページが設けられたが、東日本大震災復興基金では、そのような公表はされていない⁵⁾。

本研究では、これらのヒアリング結果や入手した資料をもとに、両県内で復興基金がどのように活用されたかを表4から表9にまとめた。ヒアリ

表2 2県6市町のヒアリング先と被災状況

		ヒアリング対応課	震災時人口	死者・行方不明者	全壊数
岩手県		復興局復興推進課	1,330,147 人	5,842 人	18,370 棟
県内	陸前高田市	総務部財政課	24,246 人	2,213 人	3,159 棟
	宮古市	総務部財政課	58,893 人	611 人	5,968 棟
	大槌町	総務部財政課	12,681 人	1,434 人	2,506 棟
宮城県		総務部財政課	2,348,165 人	11,788 人	82,999 棟
県内	石巻市	復興政策部復興政策課	160,826 人	3,975 人	20,039 棟
	気仙沼市	震災復興・企画部震災復興・企画課	73,489 人	1,419 人	8,483 棟
	南三陸町	企画課	17,429 人	832 人	3,143 棟

ングした市町からの要望を踏まえ、基礎自治体名は付さないこととした。

なお、復興基金による支援のうち住宅再建については、青田〔2014〕により、「①支援の形態が大きく18パターンに及ぶこと」「②国の復興交付金による支援は防災集団移転等要件が限定されること」「③住宅支援の大半は復興基金を用い、地域の実情や自治体の方針を反映した支援策を展開していること」「④他方、被災地が広域にわたる場合、自治体間による調整や基準づくりが必要ではないかということ」「⑤私有財産に対する公的支援が困難とされるなかで、復興基金により直接的支援をする傾向が一層強まったこと」「⑥その一方、復興基金も含めて支援にかかる財源は主に国に依存していること」といった考察結果が示されている。特に、「①支援の形態が大きく18パターンに及ぶこと」からは、住宅移転、現地再建に応じて各自治体できめ細かな支援メニューを構築したのがわかる。表3は青田〔2014〕をもとに、両県内の主な市町の住宅再建支援事例を示したものである。

そこで、本研究では主に住宅再建以外の用途について分析した。また、過去の復興基金との比較をするうえで、中越大震災復興基金による支援メニューにも言及したうえで、「5 考察」において、東日本大震災復興基金の特色および今後の展望について考察した。

3 東日本大震災復興基金の設置

青田〔2014〕によれば、東日本大震災では、現在の低金利の状況において従来の運用型基金による運用は有効ではない等の理由から、取崩し型基金で設置することとなり、2011年10月に被災地方公共団体である9県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）に対し、財源として特別交付税が措置された。その額は計1960億円で、9県に対する配分措置額は次のとおりで（以下「第一次復興基金」という）、被災自治体の標準財政規模と震災による被災状況に応じて配分額が決定された。

・青森県：80億円	・岩手県：420億円
・宮城県：660億円	・福島県：570億円
・茨城県：140億円	・栃木県：40億円
・千葉県：30億円	・新潟県：10億円
・長野県：10億円	

基金を運用するうえで、その体制を自治体の直営方式とするのか、財団方式にするのかについては各県の判断に委ねられた。岩手県では420億円にクウェート政府からの寄付金80億円を足して500億円の基金とするとともに、特別交付税措置分の半額の210億円を県内33市町村に交付した。宮城県では660億円にクウェート政府からの寄付金162億円、ヤマト福祉財団助成金25億円、一

表3 宮城県・岩手県内の主な市町の住宅再建支援事例

(単位:万円)

移転または現地再建	震災前の居住地	災害危険区域内の場合 は指定時との関係	建設・取得 または補修・改修	利子補給 (等)または 直接補助	支援 タイプ	宮城県			岩手県	
						仙台市	名取市	気仙沼市	釜石市	陸前高田市
①移転再建	災害危険区域内	区域指定前	建設・取得	利子補給等	A	836	600	786	682.8	1118.7
				直接補助	B	178	300	150	432.8	868.7
		区域指定後	建設・取得	利子補給等	C	836	886	786	1213.8	1644.7
				直接補助	D	178	328	150	432.8	858.7
	災害危険区域外	—	建設・取得	利子補給等	E	836	500	300	682.8	1118.7
				直接補助	F	178	300	150	432.8	868.7
②現地再建	災害危険区域内	区域指定前	建設・取得	利子補給等	G	—	—	100	882.8	—
				直接補助	H	—	—	50	632.8	—
			補修・改修	利子補給等	I	—	—	100	370	—
				直接補助	J	—	—	50	370	—
		区域指定後	建設・取得	利子補給等	K	—	—	—	882.8	—
				直接補助	L	—	—	—	632.8	—
			補修・改修	利子補給等	M	—	—	—	370	—
				直接補助	N	—	—	—	370	—
	災害危険区域外	—	建設・取得	利子補給等	O	760	800	300	882.8	1018.7
				直接補助	P	560	600	150	632.8	768.7
			補修・改修	利子補給等	Q	585	175	300	370	451.9
				直接補助	R	510	75	100	370	451.9
③移転・現地再建の双方	被災者生活再建支援法 支援金(加算支援金)			直接補助	—	200	200	200	200	200
	県・市町村による被災者 住宅再建事業			直接補助	—	—	—	100	100	100
	市町村独自による被災 者住宅再建事業上乗せ			直接補助	—	—	—	100	100	100
	県二重ローン対策			利子補給	—	50	50	50	5年間利 子補給	5年間利 子補給

注) 1 宮城県(仙台市、名取市、気仙沼市)と岩手県(釜石市、陸前高田市)を例に、「移転または現地再建」「震災前の居住地(災害危険区域内または区域外)」「災害危険区域内の場合は指定前または指定後」「建設・取得または補修・改修」「利子補給等または直接補助」といった要件に応じて、どのような支援金になるかを示している。

2 数字は、状況に応じて追加メニューが加算された場合の上限額を示す(例:宅地嵩上げ、引越、バリアフリー措置、地元産材活用、耐震改修、太陽光発電、私道、水道整備、浄化槽措置等)。追加メニューは市町によってさまざまである。

3 「—」は支援策がないことをあらわす。

4 実際の支援額(上限)は、市町ごとの独自支援(①または②)+国および県からの支援金(③)となる(詳細は青田[2014]参照)。

般寄付金 46 億円、ふるさと納税 0.8 億円を足して 893.8 億円の基金を造成するとともに、特別交付税措置分の半額の 330 億円を 35 市町村に交付した。両県の資料によれば、各市町村へは、それぞれの標準財政規模と震災による被災状況に応じて配分額が決定された。

その用途について、宮城県の場合は「①被災者生活支援、②地域コミュニティ支援、③地域産業支援、④防災対策支援、⑤その他の支援」とし、岩手県の場合は「①被災者の住宅再建および宅地復旧等を支援する事業、②被災者の生活に安定に資する事業、③被災者の生活に資する公共施設の整備を支援する事業、④被災者が営む事業の再開を支援する事業、⑤その他特に必要と認められる事業」としたうえで、具体的な執行については原則、市町村の裁量に委ねるとしている。県の復興基金による措置に加え、各市町村が実情を踏まえ、それぞれの復興基金で支援を強化した場合（例：補助率の上乗せ）もある。

しかし、第一次復興基金だけでは充分でないことから、2013 年 3 月に国の補正予算により、津波被災地域の住民の定着促進のため（「防災集団移転促進事業」および「がけ地近接等危険住宅移転事業」による対象を除く）、取崩し型復興基金の積増し等について震災復興特別交付税の増額措置が講じられ、1047 億円が被災 6 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）に交付された（以下「第二次復興基金」という）。岩手県はその全額を 11 市町村に、宮城県では第一次復興基金からの 19 億円を追加した 728 億円を 15 市町村に配分した。第二次復興基金は、津波で被災した住居の再建に特化して執行されている⁶⁾。第一次復興基金と同様、被災自治体の標準財政規模と震災による被災状況に応じて金額が決定されている。

・青森県： 4.8 億円	・岩手県： 214.6 億円
・宮城県： 708.6 億円	・福島県： 103.6 億円
・茨城県： 4.6 億円	・千葉県： 11.5 億円

4 東日本大震災復興基金支援メニューの分析

4-1 支援メニューの分類

本研究では第一次復興基金の活用について、住宅再建以外の分野を中心に分析する。具体的には、岩手県、宮城県および両県内市町（岩手県内：陸前高田市、宮古市、大槌町、宮城県内：石巻市、気仙沼市、南三陸町）の支援メニューについて、青田 [2011] を参考に、大きく「生活再建支援（表 4）」「地域復興支援（表 5）」「商工業再建支援（表 6）」「農林水産業再建支援（表 7）」「教育・文化再建支援等（表 8）」および「その他（表 9）」に分類した。各項目（小分類）については、「阪神・淡路大震災復興基金」をベースに、不足する項目があればそれ以外の基金からつけ足した。そのうえでこのたびの各基金の個別の支援メニューを該当する項目に記入した。その際、県による支援メニューは上段に、市町による支援メニューは斜字で下段に記した。なお、同一県内の市町で類似の支援メニューがある場合は一つにまとめた（どちらかの市町の事業名のみ記載）。

それぞれの支援メニューは、個々の被災者を対象にしたものから不特定多数者の利益に供するものまでさまざまな形態があることから、同じく青田 [2011] を参考に、各支援メニューを「◎ 個々の被災者、事業者等を対象に現金支給や費用負担等により直接的に支援するもの⁷⁾」「● 個々の被災者、事業者等を対象に、利子補給やサービスといった「◎」以外の方策で間接的に支援するもの⁷⁾」「■ コミュニティを対象に支援するもの」「▲ コミュニティ以外の団体や組織あるいは不特定多数者の利益に供するもの」「★ 被災者やコミュニティの支援者を支援するもの」で記すとともに、これらのどこにも属さないものを「#」で表示した。

なお、これまでの復興基金では主にソフト事業に活用されてきたが、東日本の復興基金では、ヒアリングの結果、ハード事業にも活用したものが多くことがわかったことから、それに該当するものには併せて①印を記した。また、これまでの復興基金になかった支援メニューについてはアンダーラインで示した。

さらに、過去の復興基金の特色と対比するため、過疎高齢化が進む被災地という点で、比較的東日本大震災と類似性があることを考慮し、参考事例として中越地震復興基金（表1⑤）の支援メニューについても表4から表9に併記した。

表4 東日本大震災復興基金支援メニュー【生活再建支援】

小分類	岩手県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	宮城県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	（参考）中越地震復興基金
健康支援	「▲△このころのケアセンター等設置運営事業」 「●健康相談実施」「▲休日急患診療所事業」「●温泉保養センター管理事業」	「●食生活支援」「●歯科保健支援（歯科相談等助成）」 「◎結核検診・予防接種・各種検診事業」「◎タブレット端末購入等」	「▲健康サポート事業」「▲△このころのケア・センター設置運営」
被災者相談・情報提供事業等支援	「▲被災者生活相談業務支援」「▲被災者支援情報提供」「●専門家相談支援」 「●町広報誌送付料（町外避難者数）」	「★生活相談支援員設置」「▲ライフサポートセンター設置支援」 「●全国避難者市報郵送業務」「▲町外避難者情報提供事業」「▲ブログを活用した被災者支援事業」	
ボランティア活動支援	「★NPO等による復興支援事業」	「★震災復興担い手NPO等支援」 「●★コミュニティ形成支援補助事業」	「★復興支援ネットワーク」「★災害復興ボランティア活動支援」
地域コミュニティ拠点等支援	「●△仮設地区センター設置」「●△仮設待合室および仮設トイレ設置事業」「●地域方向上支援事業」 「●住居表示整備」「●△農山漁村地域施設整備事業」「●△地区集会施設整備事業」「●△番屋整備事業」「●△コミュニティ施設維持管理事業」「●△自治会館等整備事業」「●△無縁墓地設置事業」「▲△の公葬地造成工事」	「●★コミュニティ形成支援補助事業」「●地域自治システム構築・支援事業」「●祭りイベント開催支援」「●△の公民館改修事業」「●協働教育推進総合事業」	「●応急仮設住宅維持管理等」「★△仮設デイサービスセンター設置」「▲△仮設住宅等生活交通確保」「●△応急仮設住宅維持管理費」「●地域コミュニティ再建（ソフト事業）」「●△の地域コミュニティ施設等再建支援」「●△の地域共用施設等復旧支援」「●△集落共用施設等維持管理支援」
消費生活協同組合等支援			「●消費生活協同組合貸付金利子補給」
生活環境整備改善	「●地域のきずな再生事業」「△の水産一般事業」「▲被災地福祉灯油助成金」	「▲デジタルサイネージを活用した被災者支援事業」「▲図書館資料購入事業」	「●被災地域代替生活交通確保支援」「◎被災児童生徒学区外通学支援」「▲△のコミュニティFM放送サテライト局設置支援」「▲△のコミュニティFM放送耐震化整備支援」「◎アスベスト飛散防止緊急対策」「★地域生活交通確保」「▲情報通信基盤施設復旧・整備支援」「●中山間地域再生総合支援」「▲放置危険物解体撤去支援」
福祉施設再開・整備		「▲△の老人福祉施設等復旧支援」「▲△の障がい福祉施設等復旧特別支援」	「★△の障害者グループホーム復旧」「★△の緊急障害福祉関係施設災害復旧」「★△の障害者生活再建支援」「★△の社会福祉施設等災害復旧支援」「◎△の医療施設等災害復旧支援」「★△の障害者支援施設整備支援」
住宅改善環境整備	「◎△の下水道繰出金」		「◎△の水道設置等支援」「●△の地域水道施設等復旧」

小分類	岩手県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	宮城県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	（参考）中越大震災復興基金
生活困窮者支援	「●障がい福祉サービス等利用者負担特例措置支援事業」「●国民健康保険一部負担金特例措置支援事業」「●後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業」「●介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業」	「●生活福祉資金貸付事業（貸付相談等への助成）」「●母子寡婦福祉資金貸付事業（利子補給）」「●介護保険制度運営事業支援」	「●生活福祉資金貸付金利子補給」「●母子寡婦福祉資金貸付金利子補給」「●災害援護資金利子補給」
		「●乳幼児医療費助成事業」	
防災関連対策事業	「■の防災対策事業」「●災害時支援ネットワークづくり推進」「■消防団支援」「津波避難路整備」「●防災ラジオ導入」「▲の消防施設災害復旧事業」「■の2分団屯所災害復旧事業」「▲の消火栓設置工事」	「■自主防災組織機能強化事業」「▲災害用備蓄配備事業」「▲学校防災検証」「▲小・中学通学安全対策事業」「▲の避難路・避難場所整備」「▲の津波避難誘導板等整備計画作成業務」「▲消防防災無線デジタル化事業」「▲地域防災計画作成委託事業」「■自主防災組織育成事業」「▲災害検証業務等委託事業」「▲の潮位観測データ外部公開システム構築業務」「▲の気象観測データ外部公開システム構築業務」	
その他	「▲の医療情報連携基盤推進事業（市町村負担分）」「#遺体捜索事業」「#津波遺留品整理作業」		

表5 東日本大震災復興基金支援メニュー【地域復興支援】

小分類	岩手県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	宮城県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	（参考）中越大震災復興基金
持続可能な地域づくり	「▲の三陸鉄道復興地域活性化支援事業」「▲いわて三陸復興のかけ橋推進事業費」「▲の海洋研究拠点施設整備費補助」 「▲の広域総合交流促進施設整備事業」「★スマートコミュニティ推進事業」「★ブルーチャレンジプロジェクト推進事業」「▲の特定地区（BRT）復興整備事業」	「▲の阿武隈急行復旧特別支援」「▲離島航路維持確保対策」「▲の仙台空港鉄道復旧特別支援」 「★復興支援者交流促進事業」	「■地域復興デザイン策定」「■地域復興デザイン先導事業支援」「■地域復興支援員設置支援」「■の地域特産化・交流支援」「★地域復興人材育成支援」「▲「震災フェニックス～震災から立ち上がる文化の祭典～」開催支援」「★地域貢献型中越復興研究支援」「★災害復興調査・研究活動支援」「■交流プラットフォーム支援」「■の集落再生通信網整備モデル支援」「★復興評価・アドバイザリー会議開催支援」「▲中山間地自然環境再生支援」「▲地域資源活用・連携支援」「▲地域経営実践支援」
まちづくり復興支援	「●の公園管理事業」「●の地区都市再生区画整理事業」	「▲の組合区画整理施設等復旧支援」 「▲の内海橋整備」「▲の区画整理換地調整用地先行取得事業」「▲の市民の森再会事業」「▲マンガを作った街づくり推進事業」「▲のバス停留所看板製作設置委託事業」「▲地域生活交通事業調査委託事業」「▲東日本大震災林野火災復旧補助金」	

表6 東日本大震災復興基金支援メニュー【商工業再建支援】

小分類	岩手県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	宮城県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	（参考）中越大震災復興基金
災害復旧資金借入者支援	<p>「●中小企業災害復旧資金保証料補給補助」「●中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助」</p> <p>「●水産振興利子補給」</p>	<p>「●被災中小企業者対策資金利子補給」</p> <p>「●緊急経済対策保証料補給事業」「●中小企業融資利子補給事業」</p>	<p>「●平成16年大規模災害対策資金特別利子補給」「●平成16年新潟県中越大震災災害融資特別利子補給」「●平成16年大規模災害対策資金特別保証料負担」「●市町村震災関連制度融資特別利子補給」「●市町村震災関連制度融資特別保証料負担金」「●中堅企業等復旧・復興事業利子補給」「●被災中小企業者緊急経済対策利子補給」「●二重被災者産業関係債務償還特別支援（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）」「●二重被災者産業関係債務償還特別支援（平成16年新潟県中越大震災）災害融資特別利子補給」「●二重被災者産業関係債務償還特別支援（市町村震災関連制度特別利子補給）」</p>
事業再開等支援	<p>「◎△中小企業被災資産復旧事業費補助」「◎△被災工場再建支援事業費補助」「▲復興企業相談助言」</p> <p>「◎△の復興中小企業者支援事業」「◎△の中小企業設備投資促進事業」「◎△の仮設店舗等整備事業」</p>	<p>「◎△の中小企業施設設備復旧支援事業」</p> <p>「◎△の中小企業復旧支援事業」</p>	<p>「◎△事業所解体撤去支援」「◎△伝統的工芸品生産設備等復旧支援」「◎△中小企業者仮設店舗等支援」「◎自営業者緊急生業再建支援」「◎地域生活利便性確保（小売・サービス業再開支援）」</p>
被災商店街等復興取り組み支援	<p>「▲被災商店街にぎわい支援事業費」</p>	<p>「▲商店街にぎわい再生支援」「◎△の商業機能回復支援」「◎△の商店街再生加速化支援事業」</p> <p>「▲△の中心市街地災害復興事業」</p>	<p>「▲被災商店街復興対策支援」</p>
地域産業等復興取り組み支援	<p>「▲ものづくり企業販路開拓・取引拡大支援」</p>	<p>「●ものづくり企業販売力等育成支援事業」「◎△被災商工会等機能維持支援」「◎△被災商工会等施設等復旧支援」「◎△中小企業組合等共同施設等復旧特別支援」「◎信用保証協会経営基盤強化対策」「◎被災中小企業海外ビジネス支援」</p> <p>「▲物産市等開催・参加支援事業」</p>	<p>「▲△組合共同施設等復旧支援」「◎△中小企業者販路開拓支援」「◎△地域商工業者販路開拓支援」「▲被災地商工業復興相談支援」「▲地場産業活性化支援」「▲製造業技術継承支援」</p>
観光復興取り組み支援	<p>「▲観光宣伝事業」「▲Sea 級グルメ全国大会開催事業補助」「▲某浜復興イベント」「▲観光客誘客促進事業」「▲自然公園等管理」</p>	<p>「◎△観光施設再生支援事業」「▲観光復興キャンペーン推進」「▲観光復興イベント開催支援」「◎△観光施設再生・立地支援」「◎△沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業」「▲インバウンド誘客拡大受入環境整備事業」</p> <p>「#観光復興プラン作成業務」「★観光ボランティア協会復興支援事業」「★やきそばフェスティバル開催支援」「▲大型客船誘致協議会、港湾感謝祭負担金」</p>	<p>「▲観光復興キャンペーン推進」「▲大観光交流年推進」「▲10周年観光復興感謝キャンペーン」</p>
被災者雇用事業者等補助	<p>「●復興緊急雇用対策事業」</p>	<p>「◎雇用維持対策」「◎雇用創出対策」</p> <p>「◎雇用促進補助金」</p>	<p>「▲被災地域若年者雇用対策」「◎雇用維持奨励金」「◎被災地域就業場所確保」「▲被災地域緊急雇用創出」</p>
被災者就業支援	<p>「◎求職者資格取得支援」</p>		<p>「◎被災者特別訓練受講手当」「▲ヤング・ジョブ・カフェながおかキャリア応援プラザ館設置」</p>
起業支援	<p>「◎さんりく未来産業起業促進費」</p>		
産業誘致		<p>「◎産業復興促進補助金」</p> <p>「▲△の誘致企業支援架橋工事」</p>	

表7 東日本大震災復興基金支援メニュー【農林水産業再建支援】

小分類	岩手県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	宮城県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	（参考）中越大震災復興基金
災害対策資金	「●東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給」	「●農林業災害対策資金特別利子補給」 「●東日本大震災農林業災害対策資金利子助成事業」「●漁業経営震災復旧特別対策資金利子助成事業」	「●新潟県中越地震災害対策資金利子補給」「●新潟県中越大震災農林水産業再建資金利子助成」「●新潟県中越大震災復興関係資金利子等助成（保証料助成）」「●二重被災者農林水産業関係債務償還特別支援（新潟県中越地震災害対策資金利子補給）」「●二重被災者農林水産業関係債務償還特別支援（新潟県中越大震災復興関係資金利子等助成）」
農林業経営再建	「○小規模農地等災害復旧事業」 「○農業振興推進事業」	「○△農業団体被災施設等再建整備支援事業」「○△宮城県農業生産復旧緊急対策事業」「○先進的農業被災地導入支援事業」「▲農地災害復旧関連一括農地管理」「○△小規模農地等復旧支援事業」「▲災害査定設計委託費等支援事業」「●木材チップ等緊急流通支援事業」「▲△の特用林産物生産施設早期再開支援事業」「▲△の林業種苗再生再建支援事業」「○被災農地再生支援事業」 「▲△のカントリーエレベーター備品購入事業」「▲町有林活用検討事業」	「○▲代替農地等営農継続支援」「○▲△の手づくり田直し等支援」「○▲農林水産業経営再建整備支援」「○▲△の農業用木水源確保支援」「▲災害査定設計委託費等支援」「○▲地域営農活動緊急支援」「○△森林整備緊急支援」「○▲災害復旧事業費等負担金支援」「■緊急手づくり田直し等総合支援」「▲『越後杉』ふれあい拠点創造・技術伝承支援」「▲森林（もり）の守り手復興支援」「▲中山間地域農業創造的復興支援」
畜産業被災対策		「○△の畜舎等施設整備支援」「○経営再建家畜導入支援」「○被災家畜緊急避難輸送・管理支援」 「○和牛ブランド化対策助成事業」	「○家畜緊急避難輸送支援」「○緊急避難家畜管理支援」「▲畜産廃棄物処理経費補助」「○経営再建家畜導入支援」「○畜産施設緊急防災対策支援」「○▲△の共同利用畜舎等施設整備支援」
水産業（養鯉業）対策	「●沿岸圏域起業経営力強化促進事業費」「●地域基幹産業人材確保支援事業費」「○さけ、ます増殖費」「○栽培漁業推進事業費」	「○△の水産業団体被災施設等再建整備支援」「○食品加工原材料調達支援」「▲△の沿岸漁業復興支援施設整備」「▲高鮮度魚介類安定供給」「▲養殖用資機材等緊急整備」「▲水産加工業人材確保支援」「▲△の海岸局統合整備事業」「▲海底清掃資材購入支援」「▲△の養殖業再生」「○養殖用資機材等緊急整備」	「○飼育魚避難輸送支援」「○▲一時避難飼育魚管理支援」「○▲錦鯉養殖業廃棄物処分費助成」「○錦鯉生産確保緊急支援」「○▲養鯉池水源確保支援」「▲錦鯉復興支援」
販路開拓・商品開発等	「●沿岸圏域海洋産業復興促進事業」「●産地パワーアップ復興支援事業」「▲いわて食財販路回復・拡大推進事業」「▲いわての食財サポーター育成支援事業」「▲北いわて食産業振興事業」 「▲農産物直売所開設支援事業」	「▲県産農林水産物・食品等利用拡大支援」「▲県産農林水産物等イメージアップ推進」「▲△の物流拠点機能強化等支援」「▲復興促進商品づくり・販路開拓支援」「○食産業再生期スタートダッシュプロジェクト推進」「○食産業ステージアッププロジェクト推進」「▲水産都市活力強化対策支援」 「○食産業ステージアッププロジェクト推進▲水産都市活力強化対策支援」	

表8 東日本大震災復興基金支援メニュー【教育・文化再建等支援】

小分類	岩手県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	宮城県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	（参考）中越大震災復興基金
小中学校等支援	「▲の小学校グラウンド整備」「▲の小中一貫教育校建設に係る用地買収」	「▲小中学校教材備品等購入」「▲小中学校保健室用備品購入事業」「▲小中学校震災図書整備事業」「▲の小中学校屋内運動場改築事業」「▲総合高校の魅力ある学校づくりプロジェクト事業」「▲の小学校避難路整備事業」	「▲ふるさと新潟防災教育推進事業（学校サポート）」「▲ふるさと新潟防災教育推進事業（学校実践）」
私立学校復興支援	「◎の私立学校等災害復旧支援事業費補助」	「◎の私立学校施設整備復旧特別支援」	「◎の私立学校施設設備災害復旧支援」「◎私立専修学校等広域生徒募集活動支援」「◎被災児童生徒対象カウンセラー派遣事業（私立学校）」
学校給食支援	「▲学校給食安全対策事業（放射性物質測定）」	「▲の学校給食センター建設事業」	
青少年交流		「▲農山漁村絆づくり支援事業」「▲青少年ふるさと学習交流事業」	
保育所支援		「◎の被災私立保育所等整備支援」「▲認可外保育施設利用者支援」「▲保育士確保支援」	
児童館整備	「◎の仮設児童館設置（設置経費）」		
社会教育関連団体支援		「▲の社会教育関連団体復旧支援」	
文化財等復興支援	「◎郷土芸能復興支援費補助」 「▲復興関連発掘調査事業」	「◎の指定文化財等災害復旧特別支援」「◎の無形民俗文化財等再生特別支援」「◎の被災有形文化財等復旧支援」	「◎牛の角突き復興支援」「◎指定文化財等災害復旧支援」「◎歴史的建造物等再建支援」「◎民俗資料・歴史資料保存支援」
私立博物館等復興支援		「◎の私立博物館復旧支援」	
芸術文化に対する支援	「▲心の復興事業」	「▲芸術文化鑑賞事業」	
スポーツ		「▲生涯スポーツ振興事業」	
国際交流		「▲国際交流活動」	
震災関連資料収集・保全	「▲東日本大震災津波合同追悼式開催費」 「▲東日本大震災追悼式」「▲復興状況等新聞広告事業」「▲復興広報戦略推進事業」「▲震災記録収集整理事業」「▲市報臨時号発行委託業務」	「▲東日本大震災追悼式」「▲震災復興記念事業」「▲災害教訓の伝承、防災教育の推進」「▲の納骨・慰霊の場建設事業」	「▲「震災の記録」収集・保全支援」「▲震災復興広報強化事業」「▲中越大震災5周年国際シンポジウム開催支援」「▲の復興と感謝のモニュメント」等設置支援」「▲のメモリアル拠点整備・運営等支援」「▲メモリアル拠点整備・運営等支援」

表9 東日本大震災復興基金支援メニュー【その他】

小分類	岩手県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	宮城県（上段）および県内市町の復興基金（下段）	（参考）中越大震災復興基金
復興支援業務	「▲復興本部費（運営）」「▲被災者支援事業（事務費）」「▲事務機器賃借料（基幹系端末等補填、設置）」「▲の庁舎管理（仮設事務所跡地整備）」「▲の行政組合負担金（震災対応分）（消防署、ごみ処理施設復旧）」「▲の簡易仮設宿泊施設維持管理事業（工事従事者用整備）」		

4-2 支援メニューの特色

各支援メニューの特色を大分類ごとに示す。

4-2-1 生活再建支援

①長期避難者への支援

津波で沿岸域を中心に壊滅的な被害を受け、5年目を迎えた現在でも、元の居住地を離れ仮の住まいを余儀なくされている被災者が多いことから、ICT等を活用して故郷とをつなぐ情報提供サービス等を実施している。ブログや端末機等を使用する場合もある。仮設住居者等を対象にした移動図書館によるサービスも実施されている。

コミュニティ施設等の再建支援は過去の復興基金でもみられたが、土地の嵩上げや高台等への移転にとまない、恒久的な施設を整備するのに時間を要することから、仮設の施設を整備する場合にも基金が活用されている。長期避難に配慮した支援が実施されている。

②専門家等を活用した支援の推進

阪神・淡路大震災復興基金等でも、まちづくり専門家をまちづくり協議会に派遣するための支援が行われた。東日本大震災では、津波により土地や家屋等の私有財産が喪失したこと等にとまない、不動産、動産、ローン、保険、税金、雇用、相続、生活保護等の諸問題が発生し、これまで以上に弁護士等専門家への相談が必要とされている。全国各地から弁護士等が被災地に駆けつけ、社会貢献活動を活発に展開しており⁸⁾、基金でそうした活動を支援する例がある。

③各種保険等の公費負担増にともなう補填

東日本大震災では、障がい者や、後期高齢者に

対するサービス利用料等が軽減されたが、それにとまなう公費負担の増額分を復興基金で補填している例がある。国民健康保険の一部負担金特例についても同様の措置が採られている。

④防災関連対策事業への支援

奥尻の復興基金でも自主防災組織、避難路、防災無線の整備等に活用された実績があるが、そのほかにも、災害時ネットワークづくり推進事業にかかる要援護者の名簿づくり、備蓄の配備、消防団の整備等の財源としても活用されている。行政事務に関連するものでもあり、その性格上、復興基金以外の公費で対応することも可能と考えられる。

⑤中越大震災復興基金との比較

長期避難者への支援は、東日本大震災の復興基金の特色を示したもので、再建の実情に合わせた活用が施されている。専門家等を活用した支援は過去の復興基金の事例を継承したものと考えられる。一方、各種保険等の公費負担増にとまなう補填や防災関連対策事業への支援については、「阪神・淡路大震災復興基金」や「中越大震災復興基金」では本来行政で対応が困難なものに執行するとの考え方があったことから⁹⁾、それとは異なる点が特徴的といえる。

図1に東日本大震災復興基金による生活再建支援の特色を示す。

4-2-2 地域復興支援

①公共交通機関への支援

雲仙の復興基金でも被災地の島原鉄道（当時、その後廃線）の復旧支援のため執行された。東日本大震災では、「三陸鉄道」「阿武隈急行」「仙台空港鉄道（三セク）」や離島航路（代替船使用）

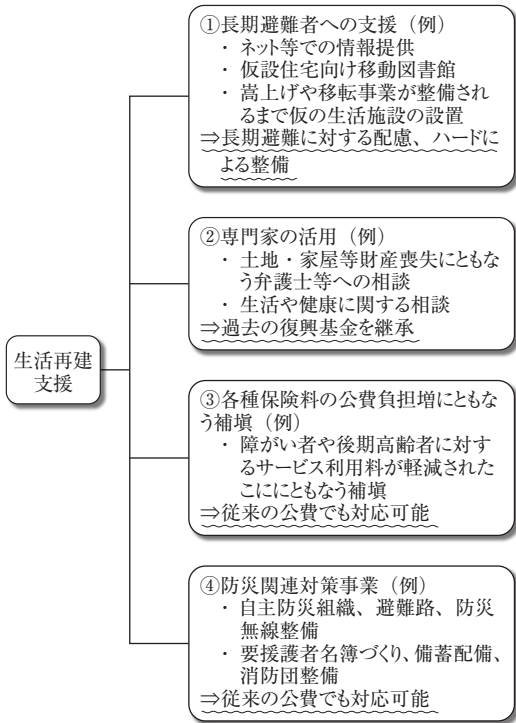


図1 東日本大震災復興基金による生活再建支援の特色

といった地元の民間交通機関のインフラを復旧するために活用されている。また、特定地区復興整備事業という名目で、JRの不通にともない整備されたBRT（バス高速輸送システム）の路線を地域に誘導するため、BRTの停留所の新設に必要な用地を造成する費用にも使われている。

これらハード設備に対する支援は、過去の復興基金の継承でもあるが、行政による従来の公費による対応でも可能なものとも考えることができる。

②新たなエネルギーを活用したまちづくり

スマートコミュニティ推進事業によるエネルギーの地産地消に向けたまちづくりや、ブルーチャレンジプロジェクト推進事業による再生可能なエネルギーといったプロジェクトを推進するため、それぞれの協議会の運営等にかかる支援を行っている。次の時代を見据えたまちづくり支援の一環と考えることができる。

③地元の特色ある資源を生かしたまちづくり

ある著名な漫画家の出身地では、地域の再生のため、漫画作品とのコラボによる地場産品の開発、オリジナル漫画の製作、関連イベントの開催

等、地元特有の資源を活用したまちづくりを推進している。こうしたまちづくりは、中越大震災復興基金でも実施されており、過去の復興基金の特色を継承したものと考えられる。

④中越大震災復興基金との比較

公共交通機関のハード的な復旧を支援するものは、中越の復興基金ではなかった¹⁰⁾。新たなエネルギーを活用したまちづくりも中越になかったものである。一方、地元の特色ある資源を生かしたまちづくりは、中越でも展開されたが、基本的にはソフト事業であった。たとえば、「地域復興デザイン策定」において、被災集落等のコミュニティ機能の再生や地域の復興に関する計画策定に要する経費を補助し、「地域復興デザイン先導事業支援」により、地域復興デザイン策定に取り組む集落や地域団体等に対して、計画策定中に先導的に取り組む地域復興事業に要する経費を補助した。さらに、被災地域のコミュニティ機能の維持、再生や地域復興支援のため、公共的団体が「地域復興支援員」を設置するための経費を補助した。この点、東北の被災地では、復興基金を使い復興イベントを開催する例もあるが、ハード整備のために活用する事例も多いといえる。

図2に東日本大震災復興基金による地域復興支援の特色を示す。

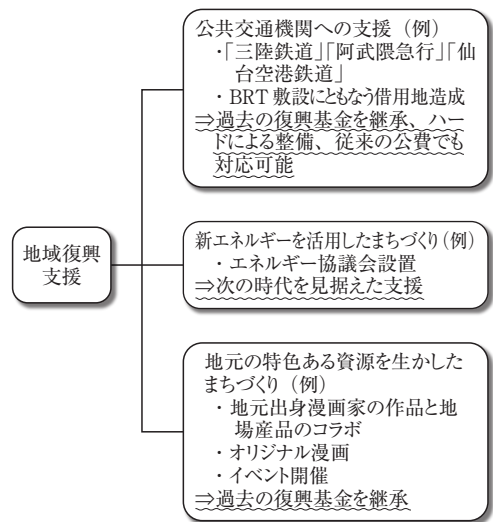


図2 東日本大震災復興基金による地域復興支援の特色

4-2-3 商工業再建支援

①中小企業に対する直接支援

東日本大震災で、国は中小企業がグループとなって復興事業計画を作成し、施設の復旧や整備を行う場合に、国が1/2、県が1/4補助する制度を創設した（中小企業等グループ補助金）。

しかし、グループを組めない企業の場合、上記補助の対象要件に入らないため、それに対して別途補助するメニューを復興基金で構築した。たとえば、復興中小企業者支援事業は県の補助率が1/2で、残り1/2を市の復興基金で補填するものである。また、商業機能回復支援補助金のように商業地の復興のため個々の店舗に対して支援する例や、商店街再生加速化支援事業のように商店街の再生に対して支援する例がある。私有財産の回復や営利行為にあたるものは公的支援になじみにくい¹¹⁾とされるなかで、このような直接的な支援は一步踏み込んだものとして注目される。

②仮設店舗・工場等の支援

国の中小基盤整備機構では、市町村から貸与を受けた用地を活用して、事業の再開を希望する複数の中小企業者等が入居できる仮設施設を整備し、市町村に一括貸与したうえで、1-2年間の入居後、市町村に無償で譲渡する支援を行っている（仮設施設整備事業）。市町村では、譲渡を受けた後の運営経費のため、復興基金を活用しているところがある。企業が店舗や工場等を本格的に再開するまでの仮の措置を継続するものであるが、従来の公費でも対応可能なものとの見方もできる。

③地場産業等の取り組みに対する支援

過去の復興基金でも実施されたように、地場産業の生産力向上、経営支援、販売力強化に対する支援が行われている。産業復興促進補助金のように新規企業の誘致を奨励するものは、阪神・淡路大震災復興基金でも実施された。他方、被災商工会等施設等復旧支援や、中小企業組合等共同施設等復旧特別支援は、これら経済団体等の崩壊した施設の復旧に助成するもので、その公共性を考えれば従来の公費でも対応可能なものとの見方もできる。

④観光業者等に対する施設復旧のための直接的な支援

観光業に対する支援はこれまでの復興基金でも

実施されてきたが、多くがキャンペーンや共同施設への支援にとどまっていた。しかし、東日本の復興基金では、施設等を復旧させるにあたって、業者等に対する直接的な支援を実施している。たとえば、観光施設再生支援事業では、補助対象経費の1/2、1000万円を上限に補助している。沿岸部交流人口拡大モデル施設事業では、グループ補助金の対象要件を満たさない、鄙びた観光地にある単体の旅館や施設に対し、上限3億円（対象経費の3/4以内）の補助金を出している。観光に対する支援も過去の復興基金で実施されたものであるが、ハードの施設整備を支援する点が特徴的といえる。

⑤被災地の起業支援

被災地での起業を促進し、雇用拡大および魅力ある産業の創出による地域経済の活性化を目指すもので、起業・経営支援や起業資金補助を行った。生業の創出を基調にした次の時代を見据えた支援と考えられる。

⑥中越大震災復興基金との比較

中小企業に対する直接支援は、中越でも地場産業をはじめとする中小企業の再建支援が実施されたが、住宅再建同様私有財産の形成につながりうるとして十分に支援するのが困難であった。しかし、東日本大震災では、中小企業等グループ補助金により個々の企業に対する公的支援が実施されるとともに、復興基金でも同様の支援が実施されている。

一方、商工会や中小企業組合等公的性格の強い組織のハード整備についても復興基金の支援の対象としている。また、仮設店舗・工場等の支援は、国の施策による支援を引き継ぐのにもなる措置である。ハード整備による支援が強化されるとともに、これらについては、従来の公的支援でも実施可能とも考えられる。観光業に対しては施設整備も含め一步踏み込んだ支援が展開されている。被災地の起業支援はこれまでの事例にもあったものである。

図3に東日本大震災復興基金による商工業再建支援の特色を示す。

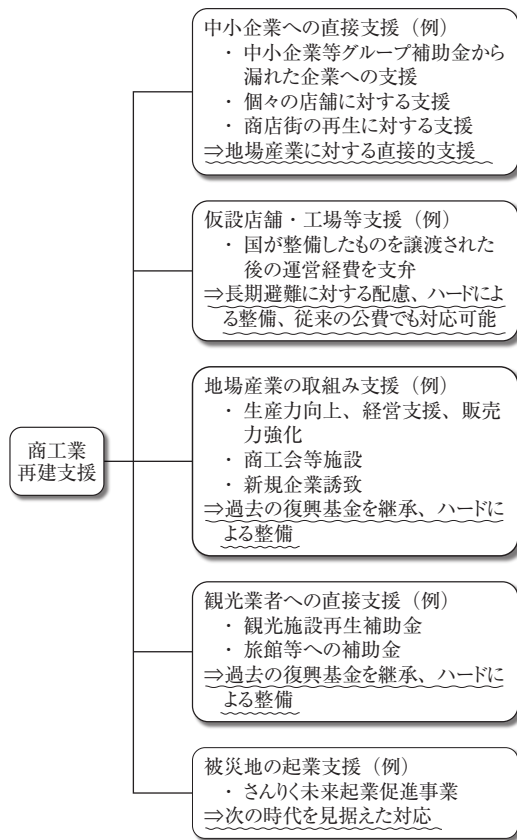


図3 東日本大震災復興基金による商工業再建支援の特色

4-2-4 農林水産業再建に対する支援

① 農林業の経営再建に対する支援

津波による被害の結果、農林業もゼロからのスタートを余儀なくされているなかで、農業者や団体に対する直接的な支援がみられる。たとえば、先進的農業被災地導入支援では、先進的農業を導入するにあたってその1/2を補助する（支給上限額1億円）。また、農地災害復旧関連一括農地管理費により、土地改良区等が行う効率的な農地利用を支援している（補助率1/2）。

② 水産業対策に対する支援

三陸海岸は世界三大漁場に面し、日本でも有数の水産業を有するが、壊滅的な被害を受けたことから、被災施設の復旧、造船所の復旧、製氷機の整備、食品加工の調達コスト増への対応、水産加工業の人材確保、水産加工者・漁協の改善、さけやますのふ化場への技術指導、ウニの種苗等多彩

な支援を実施している。ここでも、ハード施設を中心とした直接的支援がみられる。魚市場水揚振興対策・漁船漁業強化事業により、廻来船（隣接市町の漁港に船籍がある漁船）の水揚げを奨励するものや、漁業担い手育成支援事業、Uターン等による担い手確保のために生活費等を支給するものもある。

③ 販路開拓、商品開発

東日本大震災では、生産から消費に至るサプライチェーンが寸断されたことにより、たとえば、水産業では、水揚げや加工生産を再開させても、流通相手を失ったまま再建しにくいといった事態が発生した。そうしたことが契機となり、六次産業化を支援している。たとえば、食産業再生期スタートダッシュプロジェクトでは、県内食品製造業者が取り組む商品づくりや販路の開拓のため、150-300万円の補助を行っている。

④ 中越大震災復興基金との比較

農林水産業に対し、中越では「手づくり田直し等支援」のように、国の災害復旧事業に該当しないものに対し支援するメニューがあった。また、畜産業や養鯉業については、死骸の焼却、避難、新たな導入等にかかる経費を補助するといった地場産業に対する支援が行われた。東日本でも、既存の施策を補完するものもあるが、それ以上に、壊滅的な被害を受けた主産業の施設の復旧等直接的な支援を展開するとともに、六次産業化といった次の時代を見据えた支援にも乗り出すなど、積極的な支援を行っている。

図4に東日本大震災復興基金による農林水産業再建支援の特色を示す。

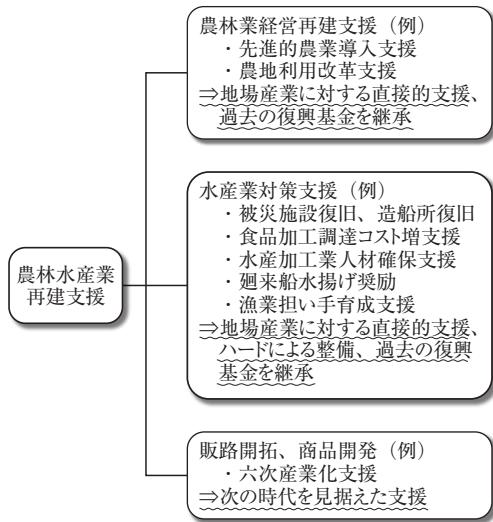


図4 東日本大震災復興基金による農林水産業再建支援の特色

4-2-5 教育・文化再建に対する支援

①公立の小中学校に対する支援

これまでの復興基金では、主に公費の対象になりにくい私立学校や専門学校への支援、あるいは既存の枠組みを上乗せする支援等が実施されてきたが、東日本の復興基金では公立の学校に対する経費執行もみられる。小中学校の屋内運動場の改築を行うもの、小学校グラウンドの高上げ整備を行うもの、小中一貫教育校建設に係る用地買収を行うものなど、ハード整備にも使われている。校内に仮設住宅が建設されたことにともない、生徒が別の運動場に通う交通経費を支援する事例もある。学校給食への支援にも活用されている。

②青少年交流への活用

過去の復興基金でも実施されたように、青少年の体験交流や友好町、支援団体等との交流に活用されている。

③保育所・児童館整備

震災を契機に過疎化の進行が危惧されるなかで、保育所や児童館の整備に活用する事例がみられる。これもハード整備に関するもので、復興基金以外の公費でも対応可能なものとも考えられる。

④芸術文化への支援

過去の復興基金でも実施されたもので、芸術文化の鑑賞に癒し効果があることに鑑み、これらに対する支援を実施している。

⑤中越大震災復興基金との比較

東日本の復興基金と同様、私立学校への支援、伝統文化の保存のための支援、震災関連資料の収集・保全等に使われた。他方、公立の小中学校に対する支援や、保育所・児童館整備に対する支援は実施されなかった。

図5に東日本大震災復興基金による教育・文化再建支援の特色を示す。

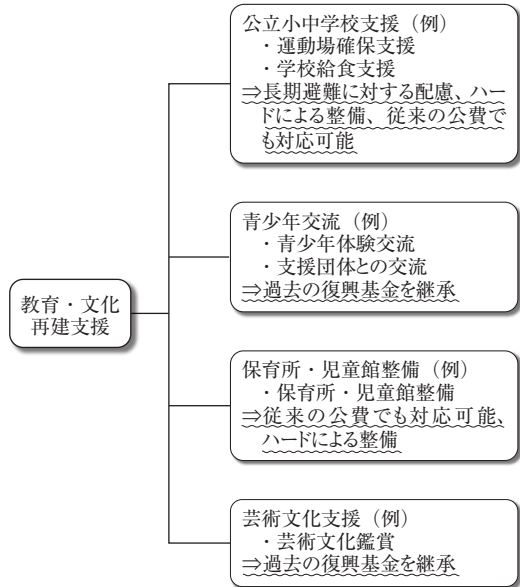


図5 東日本大震災復興基金による教育・文化支援の特色

4-2-6 その他の支援

①行政事務等への支援

復興本部の運営に関するもの、被災者支援にかかる事務費、喪失した端末機器の賃借料、仮設事務所の跡地整備、消防署やごみ処理に関する行政組合負担金など、市町レベルで行政の復興支援業務に執行されたものがある。これらも復興基金以外の公費でも対応可能なものと考えられる。なお、宮城県では、復興基金を市町村に交付するにあたって、事務費として執行するのを認めなかったため、そのような用途には使われなかったと考えられる。

②中越大震災復興基金との比較

公費で執行できるものには執行しないとの方針

のもと、こうした経費には活用されなかった。

5 考察

5-1 東日本大震災復興基金の支援メニューの特色

図1から5に示したアンダーラインの部分からは、復興基金による支援メニューがどのような特色を有するのかがわかる。これらの特色は、大きく、①長期避難に対する配慮をしたもの、②地場産業に対し直接的支援を実施したもの、③次の時代の産業を見据えた対応をしたもの、④ハードによる整備を行ったもの、⑤（復興基金以外の）従来の公費でも対応できるもの、⑥過去の復興基金で執行した事例を継承したものに分けることができる。

図6はそれを示したもので、震災後約5年間の岩手県および宮城県における東日本大震災復興基金の特色を以下のとおりまとめる。

①長期避難に対する配慮をしたものは津波により住居や店舗、工場等が根こそぎ崩壊するなどの被害を受け、定住や企業の本格的再開に相当の時間を要することに鑑み、当面の生活やビジネスを支えるために復興基金を活用したことを示している。6年目を迎えた現在でも元の土地に戻ることができない、あるいは新たな居場所が確保できない状態で、仮設の居住地に施設を整備する、故郷から離れた被災者とのつながりを確保する、仮設の店舗や工場を設置し就業場所を確保するといった支援が実施された。巨大津波災害による復興過程の長期化を反映したものと考えられる。

②地場産業に対し直接的支援を実施したものは、壊滅的被害を契機に地元の商工業、農林水産業の衰退が懸念されるなかで、これら地場産業や生業の再建に対する支援が従来以上に手厚くなったことを示している。特に商工業では営利活動に対する直接的な支援は難しいとされ、過去の復興基金では主に利子補給や保証料の補給等間接支援にとどまってきた。

この点、東日本大震災では、中小企業等グループ補助金で事実上個々の企業施設の再建に補助が講じられるとともに、その支援の網から漏れた企業に対しては、復興基金で補助する施策が講じら

れた。水産施設や漁船等の共同利用に対しても、これまで以上に直接的支援が実施された。住宅再建も含め、巨大災害による壊滅的な被害からの復興を図るうえで私有財産の喪失は大きな問題であり、復興基金を介して事実上の公的支援が強化されたとの見方をすることができる。

③次の時代の産業を見据えた対応をしたものは、エネルギーや六次産業等次の時代を見据えたまちづくりや産業支援を実施していることを示している。エネルギーの地産地消や再生エネルギーのほか、震災前からの課題であった第一次産業の回復にとどまらない消費までを見据えた六次産業化も推進されている。

④ハードによる整備を行ったものは、ハード整備に対する支援が多いことを示している。過去の復興基金では、主に福祉施設の再開、コミュニティ施設の整備、産業関係の共同利用施設の整備、私立学校の復旧等に活用されてきた。雲仙や能登の復興基金では、地元の民間公共交通機関の復旧等に活用されている。共同で利用されるといった公的色彩が強いものへの支援といえる。

しかし、東日本の復興基金では、それに留まることなく、個々の事業者も含め、おおむねどの支援分野においても執行されているのが特徴的である。震災5年目のなかで依然被災地がハード整備に追われている状況を反映したものと解することができる。

⑤（復興基金以外の）従来の公費でも対応できるものは、公立学校の再建や保育所・児童館の整備等、従来の公費でも対応できるものにも活用していることを示している。行政による復興支援事務への活用もそれに該当する。保険料の負担も従来の公費で対応できなくはないと考えられる。

防災関連対策事業は、奥尻の復興基金でも執行された。東日本と奥尻の復興基金の共通点は、復興基金を自治体の予算に組み込み公費として扱ったことにある。県が市町に対して示した交付要綱の内容に反したものでもなく、他の公費と同様に扱うこと自体誤った執行とはいえないものの、阪神・淡路や中越の復興基金のように財団法人を設立し、本来公費で対応できない一歩踏み込んだ支援を行ったのとは異なる様相を示している。ヒアリングをした複数の市町の担当者から「行政として何

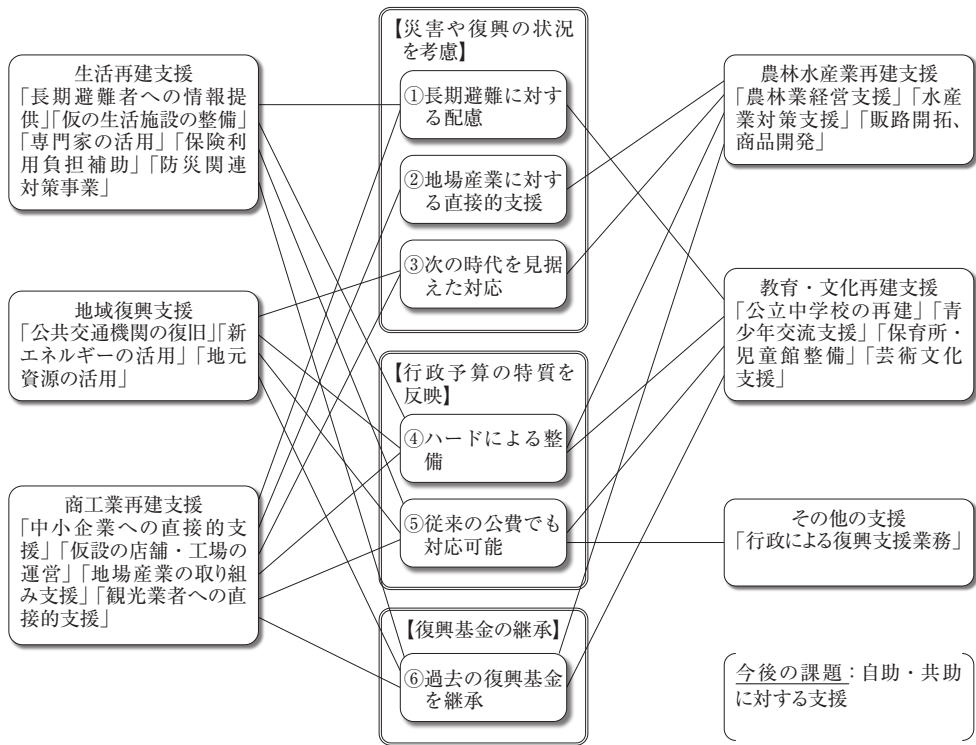


図6 岩手県・宮城県における東日本大震災復興基金の特色

もやらずに放っておくわけにはいかない。しかし、交付金や補助金の対象にもならず、単費では財政的に厳しいなかで、復興基金は本当に助かった」という声が聴かれた。このことから、財源不足に苦しむ行政にとっては使い勝手の良い財源（公費）であるとも考えることができる。第二次復興基金による執行も併せて、公助を補完する、あるいは公助そのものとして支援されたことがわかる。

⑥過去の復興基金で執行した事例を継承したものは、過去の復興基金を継承する支援メニューがつけられたことである。専門家を活用した生活支援、地元の資源を活用した復興まちづくり、青少年交流や芸術文化支援、農林水産業や商工業の再建支援等を実施するにあたって、過去の復興基金にもある支援メニューが構築された。

これらのことから、①長期避難に対する配慮をしたもの、②地場産業に対し直接的支援を実施したもの、③次の時代の産業を見据えた対応をしたものはこのたび災害や復興の状況を考慮したもの、④ハードによる整備を行ったもの、⑤（復興基金以外の）従来の公費でも対応できるものは行

政予算の特質を反映したもの、⑥過去の復興基金で執行した事例を継承したものは過去の復興基金による支援を継承したものと解することができる。

5-2 今後の展望——自助・共助に対する支援

これまでの復興基金のうち、特に「阪神・淡路大震災復興基金」と「中越大震災復興基金」では、自助や共助を支援するメニューが注目された。中越大震災復興基金の場合、新潟県が中間支援組織と連携して、復興基金を活用し被災者のエンパワメントを図った。新潟県では、中越地震からの復興を「行政」「中間支援組織」「被災者」という「3極構造による協働の復興中山間地域づくり」と称している〔新潟県中越大震災検証調査会2015〕。

たとえば、自助への支援では、国庫補助の対象とならない中山間地の棚田等小規模農地の復旧・整備、水田の地力回復を被災者が自ら行うのに対して、「手づくり田直し支援」が実施された¹³⁾。ほかにも、「地域コミュニティ施設再建」により、神社、鎮守、祠等を宗教施設ではなくコミュニ

ティ施設とみなし補助することで集落の維持、再生に寄与したり、「地域特産化・交流支援」では地元の主婦による地場野菜の郷土料理をふるまう農家レストランの開設を支援したりした。

さらに、「地域復興デザイン策定」と「地域復興デザイン先導事業支援」が実施され、集落の被災者が、集落再生の先進地を視察したり地元でのイベントを開催したりしながら、集落の思いや特性を反映した復興デザインを主体的に策定するのを支援した。これらは素人だけで検討できるものでないことから、「地域復興支援員設置支援」に

より集落に張り付けられた地域復興支援員が後方支援を行い、その支援員を中間支援組織が「地域復興人材育成支援」により指導するなどの措置がとられた。

一方、被災集落の住民は、県と中間支援組織が開催した「地域復興交流会議」に参加し、専門家の助言や集落同士の意見交換等を通して互いに刺激を受け、励まし合いながら、復興を進めていった。こうしたことも加わって、「復興デザイン策定発表会」では被災者自らが進捗状況や成果を発表しあった（表10参照）。

表10 被災集落による復興デザイン策定例

集落名	目標・目的・キャッチフレーズ	主な事業
見附市地域復興調査研究協議会	ひと・まち・風の再発見	・人づくり、人と人との関係づくり ・地域住民がいきいきとするプラットフォームづくり（場・仕組みづくり） ・地域固有の素材を磨き、時代ニーズにマッチした活動づくり ・情報発信「今町中之島大風合戦ほか」
長岡市旧山古志村油夫集落	多様な外部が主体的に関わり、住民と共に維持していく集落づくり	・多様な外部に関わり維持していく集落形成 ・アルパカ牧場・交流滞在施設・農産物の連携による外部との交流促進
長岡市旧小国町太郎丸集落	桜と巫女爺の踊る里	・巫女爺伝承館の新設 ・散策路の整備 ・UIJターンを積極的に受け入れる体制整備 ・耕作放棄地の復元・女性の活躍の場づくりによる総合的な地域づくり
長岡市旧与板町夢通り与板ガンギーズ	昭和のレトロなまち～与板らしい“なつかしい”まちを目指して～	・地域住民の関心の醸成（まちあるきイベント） ・アーケードの環境づくり（シャッター通りギャラリー化） ・魅力の再発見と活用（郷土芸能・音楽の情報発信）
長岡市旧小国町森光集落	もっと隣人（林・人）みつめてつくろう新しい森光	・森光の歴史散策（マップ、歴史散策） ・特産品に挑戦（漬物メニュー、もてなし料理） ・癒しの場に挑戦（自然体験施設、キノコ栽培） ・人材育成に挑戦（研修、勉強会、水田景観）
長岡市旧栃尾市西中野俣	フィールドミュージアム杜々「西中野俣」	・ビオトープとその周辺の整備（看板、湧水広場） ・直売所の活性化（テント、エプロン）
長岡市旧栃尾市中区	地域協働による安全、快適で活力ある地域づくり	・アジサイともみじの里づくりで福祉の里庭へ ・暦づくり（伝統行事、風習）の継承 ・交流づくり（他集落との交流会、世代間交流） ・植物資源調査（山野草・きのこ調査、試食）
長岡市旧山古志村木籠集落	住民が気楽に寄り合い、見守り合う集落づくり ほか	・復興記念碑の建立・旧集落マップの作成（水没前の集落の記録） ・直売所でのおもてなし（農産物直売） ・華区民の会との交流イベントの実施 ・こども便りの発行とこどもカレンダーの発行
長岡市旧山古志村梶金集落	住民が気楽に寄り合い、見守り合う集落づくり ほか	・生きがい仕事づくり（直売所・加工所、交流拠点、梶金農園） ・美しい集落づくり（遊歩道の整備、ブナ林の育成、年中行事の継承）
小千谷市わかとち未来会議	超進化し夢語る暮らし ほか	・津武羅農家民宿の開業・若栃の地震の記録出版 ・若栃小学校を利用した加工所の開設 ・わかとち楽校の開業 ・わかとち物語出版
小千谷市東山地区復興協議会	「地区としての『まとまり』と「地区外の人たちとの『つながり』」を基本理念として、東山地区の復興・振興を達成しよう	・東山の観光・交流拠点の確立（角突きを活用） ・東山伝統行事の復活と伝承（太鼓・金倉山・杵突） ・東山型保育園 ・学童保育システムの構築
長岡市旧川口町東川口震災復興委員会	「まちなかの賑わいと、集いの場、美しい街並み景観をつくる取り組みを進めること」「コミュニティを大切に防災活動など安心・安全なまちづくりを進めること」「住み続けるための克雪施設・生活道路の整備を進めていただくこと」	・よってげてえふれあい市の継続開催・空き地を活用した「にこば〜く」の整備 ・「西国33番越後川口霊場めぐり」の復元 ・商店街復興をテーマに石川県穴水町との相互交流スタート ・地域の安全は地域でつくる防災活動の推進

これら一連の取り組みは、県庁職員が中間支援組織と連携して「集落再生支援チーム」をつくり、被災集落をアウトリーチし、四つの被災集落において支援策を展開したのがモデルとなったものである〔新潟県中越大震災検証調査会 2015〕。「被災住民」「行政」「中間支援組織」といった三極構造のもと、アウトリーチを実施することで、ボトムアップの観点から、復興基金を活用した自助・共助を支援するメニューが作られた。

東日本大震災においても、NPO等民間セクターによる支援が活発に展開されているものの、復興庁や民間セクターによる支援が多い¹⁶⁾。岩手県の「震災復興担い手NPO等支援」のように一部復興基金を活用した実施例があるものの、自治体によりバラつきがある。「いわて連携復興センター」「みやぎ連携復興センター」「ふくしま連携復興センター」の三つの中間支援組織が、国に対し「官民協働型復興基金」の設置を呼びかける動きもある¹⁷⁾。今後ハードの整備が一段落し、定住後のソフト施策が進んでいくとともに、自助や共助を推進するため、復興基金がどのような役割を果たすのかを注視する必要がある¹⁸⁾。

6 おわりに（今後の研究課題）

本研究では、岩手県・宮城県における東日本大震災復興基金の活用について、県庁および被災市町を対象に支援メニューを分析し、中越大震災復興基金とも比較しながら、その特色を考察した。その結果、過去の復興基金による支援を継承しながらも、災害の特質や復興の状況に応じた支援を展開する一方、行政予算の特質を反映した執行が実施されていることがわかった。

この点、阪神・淡路大震災復興基金や中越大震災復興基金では、公的資金を主な原資にしながらも、復興基金を執行するための民間財団法人を設立し、民間組織のお金とすることで、公費では執行しにくいものに対する支援を行った。表11は、復興基金を組織と財源（原資）の観点から類型化しようとするものである。表2に記した復興基金を、組織（行政または民間）と財源（原資、公的資金または民間資金）の観点から大別した。

この結果、東日本大震災復興基金はⅠの領域、阪神・淡路大震災復興基金や中越大震災復興基金はⅡの領域に入ることがわかる。Ⅰの場合は行政予算としてハードによる整備や従来の公費でも対応可能なものにも使いやすい。Ⅱの場合は、特に自助・共助の支援が目された。意思決定に携わる理事は地元の首長のほか民間の人材等が就くなど、さまざまなステークホルダーが関わるのが特色である。情報公開も積極的に²⁰⁾行われている²¹⁾。ⅢやⅣの領域に入るものもある²²⁾。

表 11 復興基金の類型化

組織 財源 (原資)	行政 (行政直轄で執行する)	民間 (財団法人を設立する)
公的資金 (地方交付 税、補助金、 県費等)	領域Ⅰ	領域Ⅱ
	〔⑩東日本大震災 津波(岩手県)〕 〔⑪東日本大震災 (宮城県)〕	〔①雲仙岳災害対策〕 〔④阪神・淡路〕 〔⑤中越大震災〕 〔⑥能登半島〕 〔⑦能登半島地震被災中 小企業復興支援〕 〔⑧中越沖地震〕 〔⑨中越沖地震被災中小 企業復興支援〕
民間資金 (義援金、 寄付金等)	領域Ⅲ	領域Ⅳ
	〔③奥尻町北海道 南西沖〕	〔②島原市義援金〕

※多くの復興基金が複数の原資で成り立っており、厳密に領域を特定することはできないが、ここでは大部分を占める原資が公的資金であるか、民間資金であるかによって区分した。

一方、使途に関しては、東日本大震災復興基金では、被災者の住宅再建や事業者の事業所再建のため、これまで以上に直接的支援が実施された。それまで私有財産の形成につながりうるものには公的資金を投入しにくいと考えられていたことから、一概に民間資金の方が自由度が高い²³⁾とは言い切れない面もある。

こうしたことから、同じ復興基金でも、組織や財源（原資）の違いにより、支援にどのような影響を及ぼすのか考察する必要があるといえる。そもそも復興基金は裁量度が高いため、ガバナンスが関係すると考えられる。東日本大震災復興基金による今後の自助、共助への支援にどう影響を及ぼすのか、さらには、将来あるべき復興基金の枠組みはどのようなものが望ましいのか、調査対象

を他の市町村にも拡げるとともに、国の復興交付金による支援にも留意しながら、復興基金²⁴⁾に関する研究を発展させていきたい。復興基金の枠組みを提言することは将来の巨大災害後の被災者支援策を事前に整備しておくうえで有用であると考えられる。

また、本研究では、主として定性的分析にとどまり、予算額や決算額をふまえた定量的分析を欠いている。今後、復興基金による支援メニューが充実し公表資料等の事例が増えるなかで、この点からの分析も行うよう努めたい。

謝辞

本研究を遂行するにあたっては、2県6市町の担当課や関係課の皆様にはヒアリングに応じていただくなど、復興業務でお忙しいなか、ひとかたならぬお世話になりました。厚くお礼申し上げます。新潟県庁の関係者の皆様にも、中越地震からの復興に関する貴重なお話をご教示いただき、お礼申し上げます。

注

- 1) 具体の例は表1参照。義援金については、①雲仙岳災害対策基金で一部財源として用いたほか、②鳥原市義援金基金と③奥尻町北海道南西沖地震災害復興基金では財源全てが義援金となっている。また、⑦能登半島地震被災中小企業復興支援基金と⑨中越沖地震被災中小企業復興支援基金では、地元企業支援を目的に国の中小企業近代化資金貸付金と被災県の財源をあてている。
- 2) 阪神・淡路大震災復興基金の場合は、兵庫県・神戸市が合同で復興基金のための財団法人を設置したのに対し、東日本大震災では、一旦県に交付された復興基金を市町村にも配分することで、県および各市町村がそれぞれ執行主体となった点が異なる。
- 3) 新潟県の場合は、既存の(財)中越大震災復興基金に事務局を置き運営している。
- 4) 奥尻町北海道南西沖地震災害復興基金の場合も、義援金を原資に復興基金のための財団法人を設立せず、町の予算に組み込む形で執行した。ヒアリングした宮城県によれば、直営方式のメリットとして、以下の5点をあげている。①条例1本で設置が簡単にできること、②既存の県組織で運営できるため追加コストがかからないこと、③財政課で執行管理できるので県予算との整合性が取りやすいこと、④議会を通して間接的に全県民が基金に関与できること、⑤国の制度設計など不確定要素にも柔軟に対応

できること。新潟県以外の他県も連絡を取り合いながら同様の考え方をとったものと考えられる。

- 5) 岩手県ではホームページで、各年度の「当初予算のあらまし」のなかに別表を設け、復興基金の事業説明を公表している(たとえば、平成27年度については、https://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/029/224/270209aramashi.pdf 参照)。市町では本件を必ずしも公表義務があるとはとらえていないこと、県でも市町の承諾なしには公表できないとのスタンスをとっている。そうした意向を尊重したため、本論文では支援メニューの主体を明らかにすることができなかった。
- 6) したがって、沿岸部の被災市町村であっても、津波でなく地震により被災した住宅のために、第二次復興基金で支援することはできない(第一次復興基金の支援対象となる)。
- 7) 被災者の私有財産形成につながりうる現金給付や補助を「直接的支援」、それ以外を「間接的支援」と呼ぶこととする[青田2011]。
- 8) 1996年に弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士からなる「阪神・淡路まちづくり支援機構」が神戸に、2002年には「災害復興まちづくり支援機構」が東京に設立された。東日本大震災での弁護士の活動については、たとえば、「別冊法学セミナー 3/11 大震災 暮らしの再生と法律家の仕事」(秋山靖浩ほか、日本評論社、2012)にも詳しく記載されている。
- 9) 両復興基金の執行の考え方について、たとえば、阪神・淡路大震災復興基金の場合は、「基金事業は、個人・団体を問わず、被災者が自ら震災の被害から立ち上がる行為を支援するための事業であって、公的な支援が存在しないか、あるいは公的な制度が不十分でその補完が必要な場合に限定する。([翔べフェニックス——創造的復興への群像] pp. 84-85、2005年)」に、中越大震災復興基金の場合は、「被災者の個別具体のニーズ等に対応しながら、被災地の早期復興を成し遂げるには、これらの支援策(注: 本記述の前段にある既存諸制度、制度の弾力的運用、新たな制度を指す)に加えて、行政の各種の取り組みでは対応できない部分を補完し、被災者の救援や被災地域の再生を長期にわたり安定的かつ機動的に支援することのできる「復興基金」の創設が必要であった。([新潟県中越大震災復興検証報告書] pp. 75、2015年)等に記述がある。
- 10) 過疎化の進展と震災を契機に廃止となったバス路線をNPO等が引き継いだのを支援するメニューがあった。
- 11) 過去の復興基金では、「雲仙普賢岳復興基金」において「事業再開準備助成金支給事業」があったが、義援金を財源に50万円を支給する程度であった。一方、「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」や「中越沖地震被災中小企業復興支援基金」では、国の中小基盤整備機構の交付金に県の財源を足し直接的な支援を施した。東日本大震災において、そのような支援が拡大したと考えられる。
- 12) 一次産業としての農林漁業と、二次産業としての

製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みとされる（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）の前文より）。

- 13) 平井 [2015]、澤田 [2015] によれば、以下のとおりである。

「農地が被災した場合、国庫補助の対象となるのは一カ所につき40万円以上の事業であり、それ未満は補助の対象にならない。〔中略〕しかし、中越地震では復旧に大機械力は必要なく自力でしかも40万円未満で復旧可能な棚田被害が多発した。被災した地元では、住民から自分たちで直したいという強い声が上がった。これは被災農家にとっては現金収入になるし生活の張り合いも生み、地震の翌年の2005年には事業が始まった〔平井2015〕。〔これは、先述の新潟県に設置された集落再生支援チームと復興基金事務局、そして中間支援組織が一体となって、仮設住宅の集会所などで開催してきた地域住民との懇談会のなかから出てきた話題に基づいて準備されたものである。〔中略〕地域の人々は、生活再建のプロセスを自分たちの力で田んぼを直すという小さな成功体験から始めることができるだけでなく、それらが自分たちの力でなされたという自負が、その後の地域の復興を主体的かつ多様な主体との連携によってすすめていくために大きな役割を果たしたといえる〔澤田2015〕」。

- 14) 地域復興支援員は最大時49名がそれぞれの被災集落に張り付き、生活相談、イベント支援、情報誌発行、集会所支援、特産品の開発支援、都市との交流支援、中間支援組織や行政との橋渡し等の役割を担った。地域復興支援員の事務費、人件費、活動費が復興基金で賄われた。東日本大震災では、同様の仕組みが、国（総務省）による「復興支援員制度」として創設され、被災9県、227市町村が実施主体となり実施する場合に、財政面で支援している（2014年度末の段階で452名配置）。

- 15) 地域復興支援員の年齢やキャリアがさまざまであったことから、それまで被災集落にアウトリーチし、支援を展開していた中間支援組織が、地域復興支援員に対する研修や相談等を担った。これにより、中間支援組織に対する事務費、人件費、活動費も復興基金で賄われた。

- 16) たとえば、復興庁がまとめた「復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援」一覧によれば、各省がNPO等に対して実施する支援の分野は「まちづくり」「雇用支援・産業支援」「医療・健康」「情報発信」「教育・子育て」「山林・漁村等保全」「まちづくり」「その他」に渡っている。一方、民間でも、たとえば「ジャパンプラットフォーム」では2015.5末までに71億円余りの寄付金を集めたが、そのお金を約150のNPO/NGOにつなぎ、約350の支援事業を展開している。

- 17) 民間の中間支援組織として、それぞれの県内で被災者支援活動を展開している。3県の連携復興センターの取り組みとして、2012年11月に復興庁に対

し提案した。

- 18) 復興基金については、財源の多くを使い果たし、今後の事業に使う余裕がないとの声も聞かれる。たとえば、岩手県では執行状況をすべて公表していないが、新たな増額を国に働きかけているとのことである（岩手県ホームページ「9. 復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を」<http://www.pref.iwate.jp/kouchoukouhou/dantaiyoubou/h24/20785/020856.html>。あるいは、河北新報記事「復興基金 岩手県18年度に枯渇（2015.3.20）」等を参照）。

- 19) 財団法人を設立する場合の仕組みについて、阪神・淡路大震災復興基金の例を紹介する〔林2007〕をもとに作成)。設立者の兵庫県・神戸市が地方債を発行するにあたって金融機関が8800億円を貸し付ける(①)。兵庫県・神戸市がこれを(財)復興基金に無利子で貸し付ける(②)。(財)復興基金は金融機関のもつ兵庫県・神戸市に対する貸付債権(8800億円)を買い取る(③)。兵庫県・神戸市が金融機関に支払う利子については、地方付税法附則の規程により利子を地方交付税交付金で補填する(この場合は75%程度)(④)。兵庫県・神戸市は残りの25%を負担し、交付税措置分と併せて金融機関に利子を支払う(⑤)。この利子が(財)復興基金の収入となり(⑥)、復興基金の事業費が支出される(⑦)。

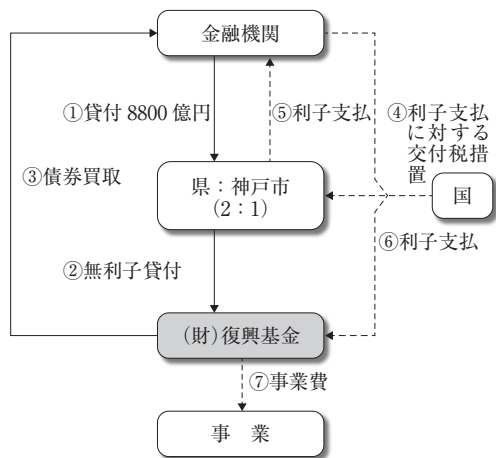


図3 復興基金の仕組み

- 20) 中越大震災復興基金の場合、理事は14名で、理事長は新潟県知事、副理事長は長岡市長。その他の理事は被災市長(2名)、観光関係(1名)、社会福祉関係(1名)、農協(1名)、商工関係(1名)、女性財団(1名)、大学(3名)、県職員(2名)となっている。

- 21) 両復興基金とも、それぞれ専用のホームページを設け公開している。

阪神・淡路大震災復興基金：<http://www.sinsaikikin.jp/>
 中越大震災復興基金：<https://www.chuetsu-fukkoukikin.jp/>

- 22) 奥尻島の復興基金は原資の全額が義援金によるもので条例により予算に組み込み行政直轄型で運用された。島原市の復興基金も全額義援金によるが財団法人を設置した。
- 23) 阪神・淡路大震災復興基金では住宅本体の再建に対する直接的支援が実現されなかったが、その前の雲仙岳災害対策基金や奥尻島北海道南西沖地震では、義援金を原資とすることで、これを実施した。
- 24) たとえば、国では「被災者総合支援交付金」において、予算額を大幅に拡充し(2015年度59億円→2016年度予算(概算要求額)228億円)、「住宅・生活再建支援」「心の復興」「高齢者等日常生活サポート」「コミュニティ形成支援」「県外避難者相談支援」「被災者支援コーディネート」を新規に実施としている。

平成19年11月号] pp. 31-48、2007年11月。

文献リスト

- 青田良介・室崎益輝・北後明彦「災害復興基金と中間支援組織が連動した上での地域主導による復興推進のあり方に関する考察」『地域安全学会論文集』No. 12、pp. 31-40、2010年3月。
- 青田良介「被災者の住宅・生活再建に対する公的支援に関する考察——被災者の私有財産と公的支援との関係の変遷」『地域安全学会論文集』No. 13、pp. 141-150、2010年11月。
- 青田良介「被災者支援にかかる災害復興基金と義援金の役割に関する考察」関西学院大学災害復興制度研究所編『災害復興研究』(3)、pp. 87-118、2011年6月。
- 青田良介「東日本大震災被災地(岩手県・宮城県)における住宅再建支援と復興基金の役割に関する考察」関西学院大学災害復興制度研究所編『災害復興研究』(6)、pp. 17-46、2014年6月。
- 青田良介「復興基金——被災者支援に不可欠な裏技」兵庫県震災復興研究センター編『大震災20年と復興災害』クリエイツかもがわ、pp. 132-135、2015年1月。
- 澤田雅浩「第2部2章中越大震災復興基金が果たした役割」中越防災安全推進機構・復興プロセス研究会『中越地震から3800日——復興しない被災地はない』ぎょうせい、pp. 105-126、2015年3月。
- 新潟県中越大震災検証調査会「新潟モデルの発信」『新潟県中越大震災 復興検証報告書』pp. 459-514、2015年3月。
- 林敏彦「検証テーマ 復興資金——復興財源の確保」『復興10年総括検証・提言報告——阪神・淡路大震災』pp. 433-435、2007年3月。
- 平井邦彦「第1部4章震災復興の10年を支えた三極構造と中越大震災復興基金」中越防災安全推進機構・復興プロセス研究会『中越地震から3800日——復興しない被災地はない』ぎょうせい、pp. 15-29、2015年3月。
- 八木寿明「被災者の生活再建をめぐる議論と立法の役割」国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス